○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町上桧木内字堀内四八三の一、四八三の三、四八三の五、四八三の七、四八三の一五から四八三の一八まで、四八三の二〇、四八三の二五、四八三の三一、四八三の三五、四八三の三六、四八三の三八、四八三の三九、四八三の五一から四八三の五三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀内四八三の三・四八三の五・四八三の七・四八三の一六・四八三の一八・四八三の二〇・四八三の三一・四八三の三六・四八三の五一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市岩城下蛇田字苗代沢上一、六の二、七の三、七の四、字苗代沢三の一、二六、三七から四三まで、四五、四六、字堂ノ前九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字苗代沢上一・六の二・字堂ノ前九八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字苗代沢四六（次の図に示す部分に限る。）、三七から四三まで、四五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字長信田日ノ台四六、四七、三三九、字長信田沢二一一、三八六から三八八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長信田日ノ台四六・三三九・字長信田沢二一一・三八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を昭和三十九年建設省告示第二千六百九十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第千五百七十九号で指定した土地の区域を除く。）

青森県平川市

碇ヶ関白沢　一四番一　一号　二五番一二　二十八号

碇ヶ関西碇ヶ関山　一番八　二号から七号まで　一番一五　十二号から二十三号まで、二十六号及び二十七号　一番一八二　二十四号及び二十五号　一番二〇六　二十九号

碇ヶ関西碇ヶ関山国有林

七〇四林班　ろ[1]小班　八号から十一号まで

○国土交通省告示第六百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朝沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡山中湖村平野

字向切詰　五〇六番二九六　一号から十六号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

テントウ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県大月市大月町駒橋

字柳原　一九四六番　一号及び二号

一九四二番　三号及び四号

字清水入　一八〇〇番一　五号

字仲山　一七六二番三　六号

一七五九番三　七号

一七五九番一　八号

福井県吉田郡永平寺町浅見

四七字岸ノ下　二三番四　一号及び六号

二三番三　二号及び三号

二四番一　七号から九号まで

四八字阿茂堂　二六番三　四号及び五号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

美の越川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県三方上中郡若狭町三方

一二九字平山　二番一　一号から十一号まで

二番二　十二号から二十一号まで

○国土交通省告示第六百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朝沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡山中湖村平野

字向切詰　五〇六番二九六　一号から十六号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

テントウ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県大月市大月町駒橋

字柳原　一九四六番　一号及び二号

一九四二番　三号及び四号

字清水入　一八〇〇番一　五号

字仲山　一七六二番三　六号

一七五九番三　七号

一七五九番一　八号